

独立行政法人日本万国博覧会記念機構における役員の退職手当の支給状況

区分	支給額（総額）	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要
	千円	年	月			
理事	1,370	1	1	H17.6.30	1.0	

独立行政法人日本万国博覧会記念機構の役員退職金に係る業績勘案率に関する算定方法及び決定に至った事由について

<p>算定方法</p>	<p>「独立行政法人日本万国博覧会記念機構の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」(財務省独立行政法人評価委員会日本万国博覧会記念機構分科会平成16年9月30日決定)に基づき算定したものである。</p> <p>具体的には、当該考え方の2の(1)において「事業年度の期間の一部の期間に在職した場合については、その期間に係る業績勘案率は1.0とする」と規定していることから、当該規定に基づき算定したものである。</p>
<p>決定に至った事由</p>	<p>役員退職金については、平成15年12月19日閣議決定「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員退職金について」において、各府省の独立行政法人評価委員会が決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請するものとされ、これに基づき、独立行政法人日本万国博覧会記念機構においても、役員退職手当支給規程が変更された。</p> <p>また、「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方」が、平成16年8月26日に開催された独立行政法人評価委員会において決定され、各独立行政法人の業績勘案率については、当該基本的考え方を基に法人の評価の基準を踏まえて、法人の業績勘案率算定の考え方を整理し、これに基づき業績勘案率を算定するものとされた。</p> <p>これを受け、平成16年9月30日に開催した独立行政法人評価委員会日本万国博覧会記念機構分科会において、「独立行政法人日本万国博覧会記念機構の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」について、関係資料を踏まえ、審議を行い、当該考え方を決定したものである。</p> <p>なお、当該考え方に基づき決定した業績勘案率としては、平成16年に退職した役員3名に係るものがあるが、当該業績勘案率(案)を平成16年9月30日付で政策評価・独立行政法人評価委員会に通知したところ、平成16年10月29日付で同委員会より「特に意見はありません」旨の意見を受けたところである。</p> <p>今回、業績勘案率の算定を決定するに当たっては、当該考え方において、平成16事業年度に関する評価を考慮した結果、業績勘案率の変更が必要と認められる場合には、変更することができるものとしているが、業績勘案率については、関係資料を踏まえ、審議を行い、上記算定方法により「1.0」として算定することを決定したものである。</p>